

事 務 連 絡
令和元年12月17日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様
指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

名張市福祉子ども部 介護・高齢支援室

福祉用具貸与（ステップ台付き手すり）の取扱いについて（通知）

平素より、介護保険行政の推進にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号）において、複合的機能を有する福祉用具については、保険対象種目に該当する機能と該当しない機能が区分できず一体的となっている品目については、全体として給付の対象外とされているところです。

その上で、平成24年5月14日付名張市健康福祉部高齢・障害支援室通知「福祉用具貸与について（通知）」においては、ステップ台付き手すりについては基本的には住宅改修での対応としつつ、賃貸住宅で住宅改修できない場合や進行性の疾病の場合などやむを得ない場合に限り貸与の対象としてきたところです。

しかしながら、「段差の解消」については住宅改修としての給付の対象となるものであり、本来、福祉用具貸与の給付の対象ではないことから、本市では標記品目については、手すり福祉用具貸与の給付の対象に該当しない段差解消を目的とするステップ台とが区分できず一体的になっているものであるとして、下記のとおり判断いたしましたので、お知らせします。

なお、本通知は、令和2年4月1日から適用することとし、平成24年5月14日付名張市健康福祉部高齢・障害支援室通知「福祉用具貸与について（通知）」は令和2年3月31日をもって廃止します。

記

1. 新規の福祉用具貸与の取扱い

令和2年4月1日提供分から、介護保険給付として新規にステップ台付き手すりを貸与することはできません。また、令和元年12月17日から令和2年3月31日までの間にお

いては、ステップ台付き手すりの貸与は可能ですが、福祉用具貸与の目的を踏まえ、できる限り住宅改修による段差解消工事や、ステップ台のない手すりを介護保険給付として貸与した上で区分可能な状態でステップ台を自費又は事業所負担により利用するなどのご対応をお願いいたします。

2. 現在すでにステップ台付き手すりを貸与している場合

令和2年3月31日以前からステップ台付き手すりを貸与している方については、現在利用中の品目に限り、4月1日以後も引き続き介護保険給付として貸与することを可能とします。なお、この場合であっても、再度ケアプラン内に貸与の必要性が明記されているかご確認いただくとともに、サービス担当者会議などを通じて、住宅改修による段差解消工事や貸与品目の変更等がより適切であると判断された場合には、見直しを行っていただきますようお願いいたします。

3. その他留意点

ステップ台のない手すりを介護保険給付として貸与した上で、区分可能な状態でステップ台を自費又は事業所負担により利用することは可能です。

(例) 株式会社シコク 微笑 玄関用ベストサポート手すり 1-1 (626-011) を介護保険給付として貸与し、オプション品の玄関台ロータイプを自己負担で利用

また、標記品目以外の福祉用具貸与の取扱いについても、財団法人テクノエイド協会のホームページで公開されている「福祉用具情報システム」(URL : <http://www.techno-aids.or.jp/TaisCodeSearch.php>) で貸与可とされているか否かで給付対象とするかの判断をさせていただきますので、本通知と併せて活用いただきますようお願いいたします。

4. 住宅改修について

玄関、勝手口等の出入口における住宅改修工事について、これまでやむを得ない場合を除き、いずれか1か所のみのお工事を支給対象としていましたが、今般の福祉用具貸与の取扱い見直しに伴い、洗濯等の日常生活上の活動に必要な場合は、複数個所の出入口の住宅改修工事を支給対象とします。

<問い合わせ先>

名張市福祉子ども部

介護・高齢支援室

担当 栗原、中野

TEL 0595-63-7599